

## **[事案 30-59] 新契約無効請求**

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

解約返戻金額について誤説明があったこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 22 年 12 月に契約した利率変動型積立保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に募集人が交付した資料に、他の保険の資料が混ざっていたため、解約返戻金額について誤解した。
- (2) 平成 28 年に募集人に解約返戻金額を聞いたところ、積立部分の額を含む額を説明されたため、本契約の解約返戻金額が極めて少ないことに気付かなかった。
- (3) 契約時に募集人から本契約の解約返戻金は 10 年後がピークであると説明されたが、10 年後の解約返戻金はほとんどなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約当時、募集人は本契約および定期保険の 2 種類の保険を提案し、最終的に申立人が本契約を選択した。募集人は各保険の設計書および重要事項説明書を交付したが、両資料を混同したということはない。
- (2) 設計書には、解約返戻金が積立部分を含むものであることが記載されている。
- (3) 本契約は、平成 25 年 9 月に死亡保険金受取人が変更され、平成 28 年 3 月に主契約の増額および特約の減額・解約等がされたが、それぞれの完了通知には各時点における解約返戻金額が記載されている上、平成 29 年 4 月と平成 30 年 1 月には積立部分から一時金が引き出されているため、申立人は解約返戻金額を認識できた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時およびその後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が解約返戻金額を他保険のものと誤解していたとしても、重大な過失があると認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。